

報告タイトル： 外国人の退去強制における拷問等禁止条約のノン・ルフルマン原則の活用

発表者氏名： 安藤由香里

所属： 名古屋大学大学院国際開発研究科(～2009年3月) 内閣府国際平和協力本部事務局研究員(2009年4月～)

キーワード： 外国人の退去強制、拷問等禁止条約、ノン・ルフルマン原則

拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(以下、拷問等禁止条約)の保護対象は、すべての者であり、いずれの者も拷問等を受けないことを保障している。本条約は前文で述べられているように世界人権宣言第5条及び自由権規約第7条の拷問等の禁止規定を念頭に拷問等からすべての者を保護することを目的としている。本条約の採択は1984年であり、世界人権宣言の採択から36年、かつ自由権規約の採択から18年を経ていた。拷問の根絶を規定する国際文書が既に存在したにもかかわらず、さらに拷問等の禁止がひとつの条約として体系化されたのである(今井、1986; 川村、2005)。

日本が拷問等禁止条約を批准したのは1999年であり、採択から15年を経た後であった。日本は第22条1に基づく個人通報の受諾を宣言していない。そのため個人が日本に対して拷問等禁止条約の違反を拷問禁止委員会に訴えることは現段階では不可能である。しかし日本は締約国であるため、拷問等禁止条約の規定に従う義務を負っている。特に退去強制令書の執行停止をめぐり、平成12年5月16日の決定で名古屋地方裁判所が拷問等禁止条約を適用した。このように、外国人の退去強制との関連で注目される同条約第3条1は、

「締約国は、いずれの者をも、その者に対する拷問が行われるおそれがあると信ずるに足りる実質的な根拠がある他の国へ追放し、送還し又は引渡ししてはならない。」

と規定する。これは、拷問のおそれがある国に、個人を「追放」「送還」又は「引渡」してはならない締約国の義務を示したものである。つまり、拷問のおそれがある場合、「ルフルマン」を禁止している。これをノン・ルフルマン原則という。

拷問の「防止」を目的としてノン・ルフルマン原則を定める第3条には2つの特徴がある。第一の特徴は、拷問等禁止条約の他条項のように、締約国が直接行う拷問を禁止する規定ではない点である。インゲルスが、「第3条は問題となっている締約国の管轄外の第三国で起こる拷問のおそれを避けることを対象としている」と述べるように、拷問等禁止条約が規定している他の条項のように、その国の領域内における拷問を禁止したものではなく、他国による拷問から個人を保護することを目的としている(Ingelese, 2001)。自国からの追放が禁止されている現状を鑑みると、他国の領域で拷問から保護される対象は送還を行なう国から見れば外国人である。つまり、本来自国民を守るべき第一義的義務を課されている国の政府からその国民を他国が保護する形となっている。これは政府から個人の権利を保護するという国際的人権保障のあり方に加えて、他国が「防止」という手段によって積極的に外国人の権利を保障する点で特出しているといえよう。

第二の特徴は、ノン・ルフルマン原則を条文中で明示している点である。ノン・ルフルマン原則を明示しない条約も存在する。例えば、ヨーロッパ人権条約第3条及び自由権規約第7条である。しかし現在では、ヨーロッパ人権裁判所の判例法や自由権規約委員会の見解の積み重ねにより、それらの条約でもノン・ルフルマン原則が適用されている(Fourteau, 1996; Dijk and Van Hoof, 1998; Pettiti et al., 1999; Sudre, 2006; F・スュードル著、建石真公子、1997)。つまり、ヨーロッパ人権条約や自由権規約は、拷問等禁止条約と異なり条文の解釈によって、ノン・ルフルマン原則を運用しているのである。これに対して、1985年に米州機構で採択された拷問を防止し及び処罰する米州条約では、引渡しに限定されているものの第13条4でノン・ルフルマン原則を明示している(Buergenthal and Shelton, 1995)。これは、拷問等禁止条約採択の1年後のことである。したがって、拷問からの保護を目的とするノン・ルフルマン原則が明示されるようになった契機は、1984年拷問等禁止条約であると考えられるだろう。

拷問等禁止条約では、条約の履行を確保するために拷問禁止委員会(以下、委員会)を設けている。同委員会は、拷問等禁止条約の国際的実施機関として第17条に規定されており、徳望が高くかつ人権の分野において能力を認められた10人の専門家から構成され、個人の資格で職務を遂行する。委員会は、第22条1に基づき、個人通報の受諾宣言を行った締約国に対してその国が条約に違反しているという通報を個人から受け付けている(今井、2001)。2009年3月8日現在、146締約国中61カ国が第22条1に基づく個人通報の受諾宣言をしているが、日本はまだ受諾宣言を行っていない。

2008年12月1日までに、委員会は第3条に関する176の個人通報事例の見解を表明した。そのうち170事例が難民

又は庇護希望者にかかわる事例であった。庇護申請を棄却された者が退去強制先の出身国で拷問にさらされるかどうか  
が焦点であり、この傾向は委員会の活動当初から全く変化していない。

拷問等禁止条約は、拷問からすべての者を保護することを目的としており、いかなる場合にも拷問を正当化できない。  
例えば、旧ユーゴ国際刑事裁判所の1998年フルンジャ判決では、「拷問の禁止は、国際人権諸条約において国家の緊急  
時でさえも絶対に逸脱できない『絶対的』権利を保障していることに留意すべきである。これは拷問の禁止が強行規範  
すなわち *jus cogens* であるという事実につながる。この禁止は、国家が拷問の行われるおそれがあると信ずるに足りる  
実質的な根拠がある他の国へある者を追放し、送還し又は引渡すことを国際法によって禁じられるほど非常に広範であ  
る。」と述べている。つまり、すべての者を保護する絶対性を有する規範として、拷問禁止を把握しているのである。本  
判決を根拠として、拷問等禁止条約のノン・ルフルマン原則も「絶対的」性質があり、拷問の禁止を確保するために必要  
不可欠とする主張がある (Lambert, 1999; Van Boven, 2004; Nowak, 2005; Arbour, 2006; 今井, 2007a; 今井, 2007b)。

ノン・ルフルマン原則は、拷問の「防止」を目的としており、拷問の完全な禁止を達成するには、拷問から例外なく  
保護することが必要である。そのために、本原則を例外なく適用することが重要であると考えられている。本条約で禁  
止されているのは、拷問のおそれがある場合、個人を「追放」「送還」及び「引渡」すことであるので、本報告では、委  
員会が拷問のおそれの実質的な根拠をどのような基準で認定しているかにつき、1994年からの見解(決定)を考察する。  
また、日本には直接適用できないものの、拷問禁止委員会が影響を受けているヨーロッパ人権裁判所の判例にも解釈の  
指針として言及する。そのうえで、例外なく適用される拷問等禁止条約のノン・ルフルマン原則が、締約国である日本の  
退去強制事例にどのように活用できるかを提示することが本報告の目的である。

#### 参考文献

- 今井直 (1986) 「拷問等禁止条約の意義 - その実体規定の特徴」『早稲田法学会誌』35巻。  
今井直 (2001) 「拷問等禁止条約とは何か」『自由と正義』52巻9号。  
今井直 (2007a) 「国際法における拷問禁止規範の現在 - 「対テロ戦争」の文脈を中心に」拷問等禁止条約の国内実施に  
関する研究会編著『拷問等禁止条約をめぐる世界と日本の人権』明石書店。  
今井直 (2007b) 「拷問禁止規範の絶対性のゆらぎ - ノン・ルフルマン原則を中心に」『国際人権』18号。  
川村真理 (2005) 「拷問等禁止条約第3条における送還禁止基準」『杏林社会科学研究』21巻1号。  
北村泰三 (2008) 「犯罪人引渡に関するヨーロッパ人権裁判所の判例法の展開 - 「テロとの戦い」の下での犯罪引渡と人  
権 - 」『世界人権問題研究センター研究紀要』13号。  
F・スュードル著、建石真公子訳 (1997) 『ヨーロッパ人権条約』有信堂。  
Buergenthal, Thomas and Shelton, Dinah (1995) *Protecting Human Rights in the Americas: Cases and Materials, Fourth revised  
edition*, N.P. Engel Publisher, Kehl.  
Burgers, J. Herman and Danelius, Hans (1988) *The United Nations Convention against Torture: A Handbook on the Convention  
against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment*, Martinus Nijhoff Publishers, The Hague.  
Dijk, P. van and Van Hoof, G.J.H. (1998) *Theory and Practice of the European Convention on Human Rights*, Kluwer Law  
International, The Hague.  
Fourteau, Henri (1996) *L'application de l'article 3 de la Convention européenne des droits de l'homme dans le droit interne des États  
membres - L'impact des garanties européennes contre la torture et les traitements inhumains ou dégradants*, L.G.D.J., Paris.  
Ingelese, Chris (2001) *The UN Committee against Torture: An Assessment*, Kluwer Law International, The Hague.  
Lambert, Hélène (1999) "Protection against Refoulement from Europe: Human Rights Law Comes to the Rescue" *International and  
Comparative Law Quarterly* Vol.48, No.3.  
Louise, Arbour (2006) High Commissioner for Human Rights, Economic and Social Council, 16 February 2006, UN  
Doc.E/CN.4/2006/94.  
Nowak, Manfred (2005) Special Rapporteur of the Commission on Human Rights on torture and other cruel, inhuman or degrading  
treatment or punishment. Economic and Social Council, 23 December 2005, UN Doc.E/CN.4/2006/6.  
Nowak, Manfred and McArthur, Elizabeth (2008) *The United Nations Convention Against Torture: A Commentary*, Oxford University  
Press, Oxford.  
Pettiti, Louis-Edmond. et al. (1999) *La Convention européenne des droits de l'homme: Commentaire article par article*, 2e edition,  
ECONOMICA, Paris.  
Sudre, Frédéric (2006) "L'économie générale de l'article 3 CEDH. Chassin" in Catherine-Amélie éditeur, *La portée de l'article 3 de la  
Convention européenne des droits de l'homme*, Bruylant, Bruxelles.  
Van Boven, Theo (2004) Special Rapporteur of the Commission on Human Rights on torture and other cruel, inhuman or degrading  
treatment or punishment, General Assembly, 1 September 2004, UN Doc.A/59/324.